

市からの連絡帳

中退共制度の特色
 国の制度なので安全・確実・有利
 掛金は税法上、全額損金・必要経費として非課税
 掛金は口座振替で管理が簡単
 加入の手続き 所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関へ。
 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部
 (☎03 - 3436 - 0151)

❖市の助成
 要件 市内に事業所または事務所を有する中小企業者 勤労者退職金共済機構(国)が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付していることなど
 助成金額 該当する従業員の掛金に対して、加入時から36か月を限度として1人につき月額500円を補助(ただし1か月の掛金が2,000円以下の従業員は月額300円を補助)
 産業振興課(☎042 - 438 - 4041)

環境・ごみ

23年度省エネ・新エネ機器設置助成のご案内

市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向け、平成23年1月以降に、市民の皆さんが住宅用新エネルギーおよび省エネルギー機器などを設置した場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象機器と助成額

助成対象機器	助成金予定額	予定件数
住宅用太陽光発電システム(1kW当たり4万円)	上限8万円	15
住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	4万円	27
住宅用潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)	2万円	16
住宅用ガス発電給湯器(エコウィル)	4万円	1
家庭用燃料電池(エネファーム)	8万円	2

対象となる設置期間
 平成23年1月1日～12月末日まで

に設置を完了した機器または完了予定の機器
 11月1日(火)～30日(水)の期間中、往復はがきでお申し込み(応募多数の場合、対象機器別で抽選にて決定)
 詳細は10月の市報・市HPに掲載します。
 環境保全課(☎042 - 438 - 4042)

「生垣設置助成制度」のご利用を!

市では、緑ゆたかな『うるおい』と『やすらぎ』のあるまちづくりを推進するため、道路に接する部分の生垣設置に対し、助成制度を設けています。
 これから生垣を作りたい方、ブロック塀などを撤去して生垣にしたい方はご利用ください。
 生垣設置費用の補助金
 1m当たり1万円(30mを限度)
 生垣に改造する場合の既存ブロック塀などの撤去費用の補助金
 1m当たり6,000円(30mを限度)
 詳細は、お問い合わせください。
 みどり公園課(☎042 - 438 - 4045)

廃棄物処理手数料の減免申請

市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者(生活に困っている世帯など)に配布します。対象者が窓口に来られない場合は、委任状などを代理の方がお持ちになり申請してください。
 受付の日程・場所など詳細については、市報5月15日号または市HPをご覧ください。
 ごみ減量推進課(☎042 - 438 - 4043)

交通・住まい

自転車駐車場を利用しましょう

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に置いた自転車・バイクは、高齢者や障害を持つ方・子どもなど、歩道利用者の通行の妨げになり、また自動車や緊急車両の通行の妨げに

なるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。
 通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者一人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう(原付バイクは、制限がある場所があります)。また、市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。
 駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。
 撤去保管料 自転車・・・2,000円、原付バイク・・・3,000円
 道路管理課(☎042 - 438 - 4057)

わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題に対する指導・助言などの無料相談を行っています。
 時・場 6月18日(土)・保谷庁舎2階、7月9日(土)・田無庁舎1階
 いずれも時間は、午前9時30分～午後0時30分(相談は1人40分程度)
 市内にある一戸建住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建以下の木造軸組在来工法による

住宅 自ら所有し、かつ、居住している住宅 原則として、新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅
 各回8人
 電話で下記へ(申込順)
 相談員
 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する相談員
 都市計画課(☎042 - 438 - 4051)



都民住宅入居者募集は見合わせます

6月の都民住宅入居者募集は、東日本大震災の状況を踏まえ、見合わせます。
 東京都都市整備局指導管理課(☎03 - 5320 - 4981)
 都市計画課(☎042 - 438 - 4051)

6月～10月の間、クールビズを実施しています。
 ご理解をお願いします。
 職員課(☎042 - 460 - 9813)

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定を締結

4月25日付けで、災害時の廃棄物処理等の協力について、西東京市清掃事業協同組合と協定を締結しました。
 坂口市長と伊藤理事長との調印式では、東日本大震災の被災地における廃棄物処理などについても話し合わせ、災害時の迅速な収集・運搬体制の確立が重要であることが確認されました。
 災害時における市民生活への支援体制の充実のために、今後も関係機関との一層の連携を図ってまいります。
 危機管理室(☎042 - 438 - 4010)

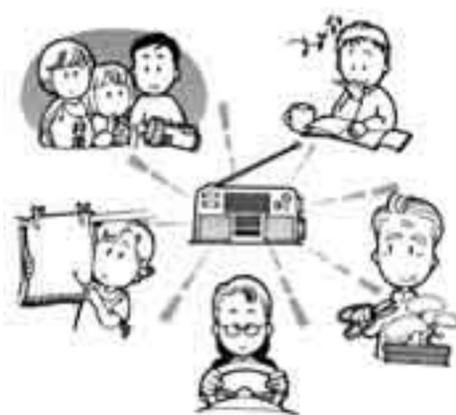


市の最新情報はこちらでどうぞ!

月2回の「広報西東京」、市HPのほか、市ではさまざまなメディアを使って最新情報を発信しています。秘書広報課(☎042 - 460 - 9804)

❖FM西東京「西東京市からのお知らせ」

コミュニティFM放送局「FM西東京」(84.2MHz)に、市が番組の制作・放送を委託しています。
 最新の市報の内容のほか、市職員がインタビューに応じる形で事業などについて紹介するコーナーもあります。なお、インターネットで同時放送も実施しています。
【放送時間】
 月～金曜日 午前9時～9時15分 午後8時～8時15分
 土・日曜日 午前9時～9時15分
 FM西東京HPで過去の放送を聴くことができます。ぜひご利用ください。
 FM西東京「西東京市からのお知らせ ポッドキャスト版」
 HP <http://www.voiceblog.jp/shiho842/>



❖ケーブルテレビ「J:COM」地上デジタル放送

ケーブルテレビ「J:COM」の情報チャンネル「J:COMチャンネル」では、「市からのお知らせ」をデータ放送で放送しています。
 これは、市がJ:COMの地上デジタル放送のしくみを利用して情報を発信しているものです。
【「市からのお知らせ」を見るには】
 J:COMチャンネル(地上デジタル放送11チャンネル)を選局し、リモコンの「d」ボタンを押します。画面下側にある「生活情報」のタブを選択した状態で、「自治体から」のボタンを選んでデータ放送をご覧ください。
 市では、災害時には、災害の状況や復旧状況などについても、エフエム放送やデータ放送を活用し、市民の皆さんに正確な情報をお知らせします。